

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

原子力発電環境整備機構

理事長 山口 彰殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

児玉 卓也

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、原子力発電環境整備機構の委嘱に基づき、原子力発電環境整備機構の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「財務諸表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、原子力発電環境整備機構の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、決算報告書のうち「収入支出決算書」の「収入決定済額」及び「支出決定済額」、及び「債務に関する計算書」以外の情報、事業報告書（会計に関する部分を除く。）並びに附属明細書である。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における機構の理事者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<原子力発電環境整備機構の委嘱に基づく、決算報告書及び事業報告書に対する報告>

監査人の報告

当監査法人は、原子力発電環境整備機構の委嘱に基づき、原子力発電環境整備機構の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024事業年度の決算報告書のうち

「収入支出決算書」の「収入決定済額」及び「支出決定済額」、及び「債務に関する計算書」並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

(1) 決算報告書に対する報告

当監査法人は、決算報告書のうち「収入支出決算書」の「収入決定済額」及び「支出決定済額」、及び「債務に関する計算書」が、原子力発電環境整備機構の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024事業年度の収入及び支出の状況を正しく示しているものと認める。

(2) 事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、原子力発電環境整備機構の財政状態及び経営成績を正しく示しているものと認める。

理事者及び監事の責任

理事者の責任は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程」に準拠して、原子力発電環境整備機構の状況を正しく示す決算報告書及び事業報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

監査人の責任

監査人の責任は、決算報告書のうち「収入支出決算書」の「収入決定済額」及び「支出決定済額」、及び「債務に関する計算書」並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」、「原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令」及び「会計規程」に準拠して作成され、原子力発電環境整備機構の収入及び支出の状況を正しく示しているか及び原子力発電環境整備機構の財政状態及び経営成績を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上